

# 公的年金制度一覽

## ○国民年金制度

(平成30年度(末現在))

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 $\frac{①}{②}$	老齢基礎年金 平均年金月額	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料 (平成31年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
国民年金第1号被保険者 (任意加入被保険者含む)	万人 1,471	万人 3,409	1.91	万円 5.6	兆円 3.3	兆円 9.2	7.8	円 16,410	65歳
国民年金第2号被保険者	4,181				—	—	—	—	
国民年金第3号被保険者	847				—	—	—	—	
合計	6,499								
(参考) 公的年金加入者合計	6,746								

- (注) 1. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金受給権者数等を加えたものである。  
 2. 老齢基礎年金平均年金月額は、新法基礎年金と旧法国民年金の平均である。  
 3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。  
 4. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金(国庫負担繰延額を含めた推計値)が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。  
 5. 公的年金加入者合計は、厚生年金被保険者と国民年金第1号・第3号被保険者の合計である。

## ○厚生年金制度

(平成30年度(末現在))

区分	被保険者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 $\frac{①}{②}$	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料率 (令和元年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (令和元年度)	
第1号厚生年金(旧厚生年金)	万人 3,981	万人 1,898	2.33	万円 14.8	兆円 49.6	兆円 188.2	5.1	%	報酬比例部分 一般男子・共済女子 63歳 旧厚年女子 61歳 坑内員・船員 61歳  定額部分 一般男子・共済女子 65歳 旧厚年女子 65歳 坑内員・船員 61歳	
第2号厚生年金(国家公務員共済組合)	107									18.300
第3号厚生年金(地方公務員共済組合)	284									—
第4号厚生年金(私立学校教職員共済)	56							15.770		
合計	4,428						—			

- (注) 1. 老齢(退職)年金受給権者数(老齢・退年相当)には、旧三公社共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合において旧厚生年金に統合される前に発生した退年相当の退職年金(減額退職年金を含む)の受給権者及び平成27年9月までに旧共済法により発生した退年相当の退職年金(減額退職年金を含む)の受給権者を含む。  
 2. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金分を含む。また、国共済、地共済及び私学共済(以下、「共済組合等」という。)については、職域加算部分を除く推計値である。  
 3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金、追加費用、職域等費用納付金を控除し、基礎年金拠出金を加えた額である。ここで、厚生年金基金から給付されている代行給付額(年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額)を加えることで、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体の額を推計している。  
 4. 積立金は、厚生年金勘定の年度末積立金と共済組合等の厚生年金保険経理(私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理)の年度末積立金の合計である。  
 5. 積立比率を算出する際の厚生年金の積立金は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含んだ推計値である。  
 6. 私学共済の保険料率は、令和元年9月以降、一元化法附則の規定により14.973%に軽減されている。